

第2期

松崎町地域福祉計画

松崎町地域福祉活動計画

松 崎 町

社会福祉法人 松崎町社会福祉協議会

令和5年3月

はじめに

我が国は少子高齢化の急速な進行を背景に人口減少社会に突入するなど、社会全体が大きな転換期を迎えています。当町でも令和四年の高齢化率はあと少しで50%を超え、地域で暮らす人々の世帯構造の変化やライフスタイルなどの多様化により、これまで以上に町民同士のつながりの稀薄化や社会的孤立が憂慮されるなど、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。

また地域では高齢者や障がい者、児童など複数の分野にわたる課題に加え、制度の狭間に陥る課題も顕在化してきており、個々の福祉制度だけでは十分な解決を図ることができない生活課題への対応も求められています。

このような状況の中、町では「だれ一人取り残されない」ように困難な課題を分かち合い、お互いに助け合うまち」を目指して第6次総合計画を策定し、町民の皆様と一緒に助け合い、支えあうコミュニティの形成に挑戦してまいります。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画についても、「誰もが住み慣れた地域で、困難な課題を分かち合い、お互いに助け合いながら豊かに暮らせるまち」という基本理念のもと、今後、町といたしましてもきめ細かな地域福祉の施策を展開していきます。

最後に、本計画の策定にあたり参画いただきました松崎町地域福祉検討協議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、関係者の皆さまに、心から感謝申し上げます。



令和5年3月

松崎町長 深澤 準弥

つながりを力に

社会福祉協議会は、町が策定した地域福祉計画を具体化するための地域福祉活動計画を編成し推進するという、大きな一翼を担っています。

また地域福祉の目的は、住み慣れた土地で、家族を始めとして隣近所や友人達とつながりながら、生き生きとした日々を過ごすことのできる社会を創っていくことです。

しかし町内の状況を見ると、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加が顕著で、障がいを持つ人や経済的に困窮している人、また少子化の影響による養育環境の未整備等の、経済的・社会的弱者といわれる人々が孤立しやすい状態にあると言えます。

一方松崎町は、県下で最も人口の少ない町として位置づけられていますが、別の見方をすると、多くが知り合いの関係にあり、地域福祉推進に不可欠な住民同士のつながりがすでに存在している、或いはできやすい環境にあるということに他なりません。更に、前記した支援を求めている町民に対して必要な、もう一つのつながりとしての、行政・医療・介護や包括支援センターなどの専門的立場からの連携強化を求められます。

地縁・血縁・社縁が希薄化している現在、松崎町の特長である「住民のつながり」を『地域力』として、互いに支え合うことのできる思いやりに溢れた温かい松崎町の構築を目指すことと、その一層の高まりを意図した事業を進めていきますので、更なるご支援とご協力をよろしくお願いいたします。



令和5年3月

社会福祉法人松崎町社会福祉協議会 会長

石田 博之

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 地域福祉計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
第2章 松崎町の現状と課題	7
1 統計データで見る松崎町の現状.....	7
2 住民意識調査で見る松崎町の現状.....	12
3 関係団体等に対する調査で見る松崎町の現状.....	20
4 松崎町の地域福祉の課題.....	21
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念.....	25
2 計画の基本目標.....	27
3 計画の体系.....	29
第4章 施策の展開	30
基本目標1 福祉を担う人づくり.....	30
（1）地域福祉の意識の醸成.....	30
（2）家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進.....	31
（3）学校における福祉教育の推進.....	32
（4）福祉を担う人材の育成.....	33
基本目標2 助け合い・支え合いでつながる地域づくり.....	35
（1）多様な世代の町民の地域活動への参加・交流の促進.....	35
（2）福祉を担う福祉団体への支援.....	36
（3）団体間の連携促進.....	38
（4）地域福祉活動拠点の整備.....	39
基本目標3 だれもが必要な支援につながる福祉の基盤づくり.....	41
（1）包括的な支援体制の構築.....	41
（2）さまざまな困難を抱えた人への支援【再犯防止推進計画】.....	42
（3）福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上.....	46
（4）福祉に関する情報提供の推進.....	48

基本目標 4 豊かに暮らせる安全・安心なまちづくり.....	50
(1) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進計画】.....	50
(2) 生活支援の充実.....	53
(3) 防災・防犯の地域づくりの推進.....	56
(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進.....	57
(5) 消費者教育の推進.....	58

第5章 計画の推進体制..... 60

1 計画の推進体制.....	60
(1) 町と社協の連携強化.....	60
(2) 町民、事業所等との連携強化.....	60
2 計画の進行管理.....	61
(1) 進行管理体制.....	61
(2) 進行管理方法.....	61

参考資料..... 62

1 計画の策定経過.....	62
2 松崎町地域福祉検討協議会設置要綱.....	63
3 松崎町地域福祉検討協議会委員名簿.....	64
4 主な用語解説.....	65



第 1 章 計画の策定に当たって

1 地域福祉計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉とは

皆さんは、「福祉」という言葉で何をイメージしますか。高齢者、障がいのある方、子ども（児童）等の対象者に応じて「行政などから提供されるサービスや支援」をイメージされるのではないのでしょうか。

しかし、本来の「福祉」という言葉は「幸福な生活」という意味を持っています。私たちが暮らす地域をみると、ひとり暮らしの高齢者、地域から孤立して子育てをしている親、障がいのある方、さまざまな困難を抱える方やその家族など多くの課題を抱えながらも、誰もが「幸せ」になることを望んで暮らしていることと思います。町民にとって本町が「幸せ」を実感できるまちになるためには、行政などによる福祉サービスや支援を基盤として、町民みずから互いに手をたずさえながら、「幸せ」をつくる担い手として、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送れるように活動することが大切と考えます。そして、町民のみなさんによるこれからの実践の過程が真の意味での「地域福祉」であると考えます。

(2) 地域福祉の必要性

地域福祉とは私たちが住んでいる「地域」という場所に主眼を置き、「助け合い」「支え合い」「ふれあい」などといったキーワードで、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちをサポートしていくことです。

これからのまちづくりは、さらなるノーマライゼーションの理念のもと、子どもから高齢者まで、町民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。こうした中で、本町の地域福祉を考えるにあたっては、課題を抱える人にもみ対処する限定的なものでなく、町民すべてが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるという視点で考える必要があります。

(3) 計画策定の背景と目的

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安が高まっています。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布による、「社会福祉法」（平成30年4月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。このため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。そして、社会福祉法の一部の改正（平成29年）の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。この社会福祉法の改正により、令和3年4月に、新たに創設された重層的支援体制整備事業が施行され、市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

平成28年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の公布により、判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護すること、そして成年後見制度を円滑に利用できるよう支援することが行政の責務として明らかになり、「市町村基本計画」の策定が努力義務化されました。

また、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布により、行政には再犯防止対策を進める責務があることが明示され、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務化されました。

さらに、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

本町では、平成23年3月に「松崎町地域福祉計画 松崎町地域福祉活動計画」を策定し、町民の一人ひとりが、安全安心にいきいきと暮らせるまちづくりをめざし、地域における生活課題を解決するしくみづくりや取組を進めてきました。このたび、社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等国や静岡県の動向を踏まえるとともに、町民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していくため、松崎町と松崎町社会福祉協議会で「第2期松崎町地域福祉計画 松崎町地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

2 計画の位置付け

（1）法令上の位置付け

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の促進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、町民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

地域福祉活動計画とは、法第109条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって、町民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

また、本計画は成年後見制度の利用促進に関する法律第14条1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

(社会福祉法 第 107 条)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(社会福祉法 第 109 条)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(成年後見制度の利用の促進に関する法律 第 14 条)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

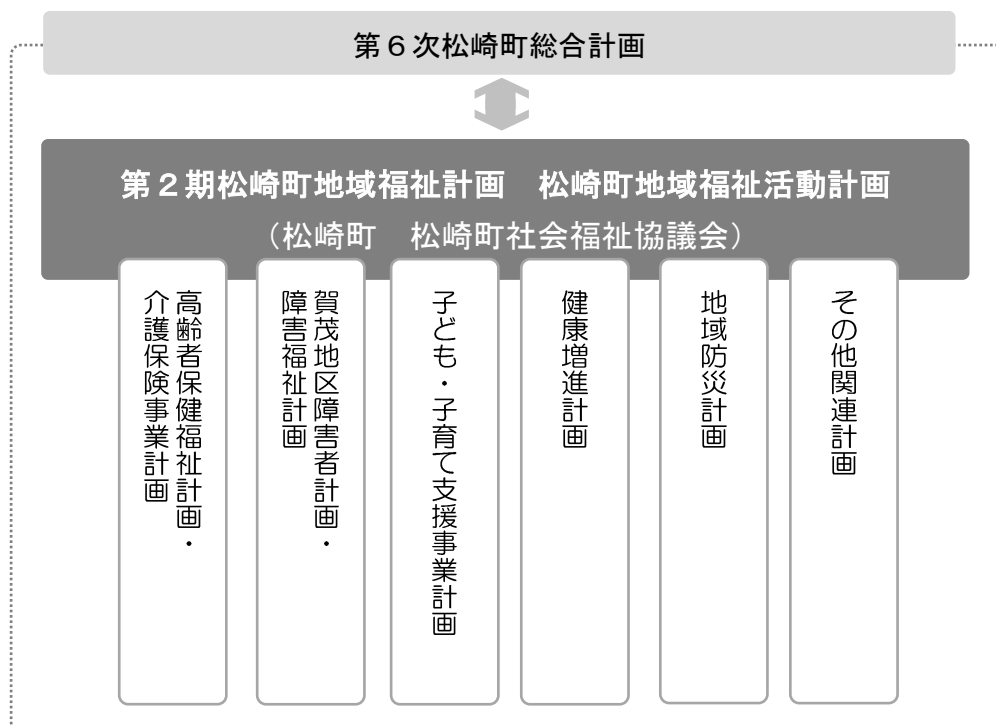
(再犯の防止等の推進に関する法律 第 8 条)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 他の計画との関係

本計画は、町の最上位計画である松崎町総合計画との整合を保ちながら策定しています。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者や障がい、子どもなど、福祉分野での個別計画の上位計画に位置づけるとともに、男女共同参画、防災、まちづくりなど、地域福祉の推進に関連がある分野との連携も図ります。



3 計画期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

ただし、国の福祉制度などの変更や、町民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 松崎町地域福祉検討協議会

本計画を策定するために、計画内容を審議する検討協議会を設置し、本町における現状や計画、方針等について議論・検討を行い、計画内容についての意見をいただきました。

(2) 住民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の生活実態や地域福祉施策に対する考え方等の把握し、地域福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、町民を対象に、住民意識調査を実施しました。

(3) 関係団体等に対する調査の実施

本計画の策定にあたり、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するために、ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

住民意識調査等の結果や松崎町地域福祉検討協議会による議論・検討により策定した計画案について、広く町民から本計画（素案）に対する意見を求めるため、令和5年2月27日（月）から3月9日（木）まで、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。



第2章

松崎町の現状と課題

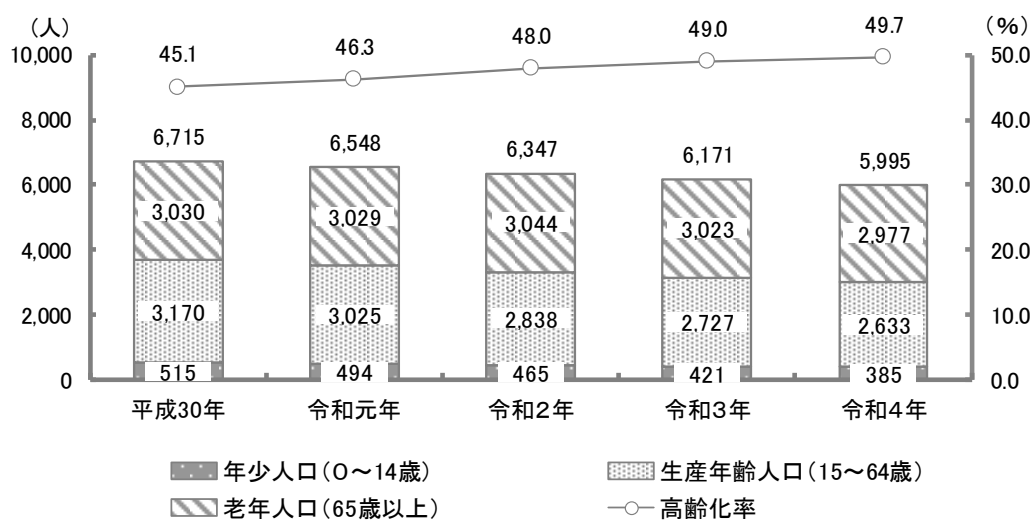
1 統計データで見る松崎町の現状

(1) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和4年では5,995人となっています。年齢3区分別でみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）が平成30年から令和4年にかけて減少しています。65歳以上（老年人口）も令和2年以降減少しています。

高齢化率の推移をみると、年々増加しており、令和4年では49.7%と、約2人に1人が高齢者となっています。

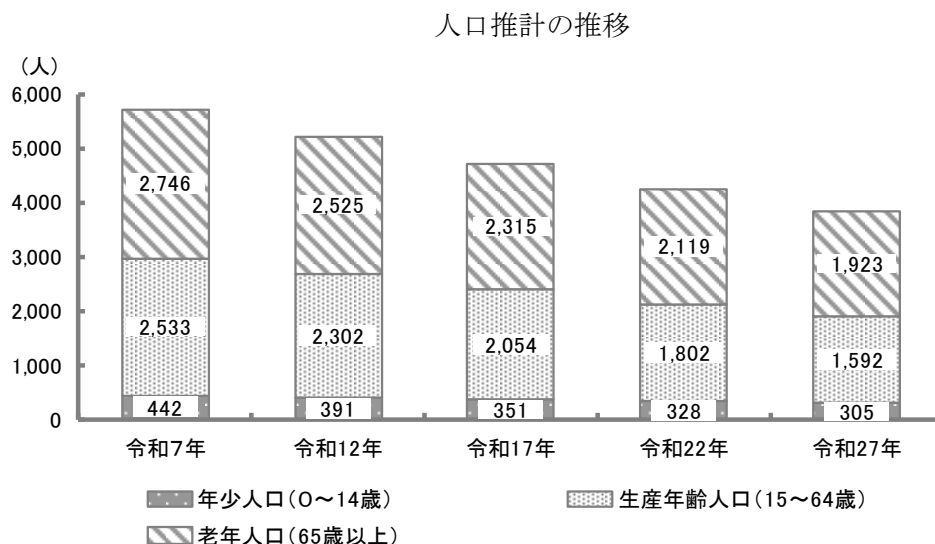
年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 人口推計の推移

人口推計の推移をみると、減少傾向となっています。



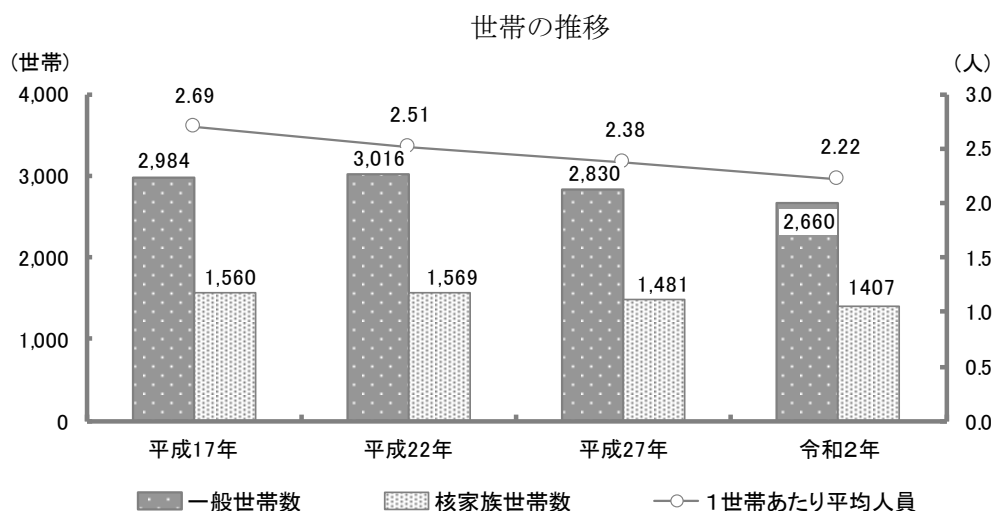
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口または人口ビジョン」

(3) 世帯の推移

一般世帯の推移をみると、令和2年では2,660世帯となっており、平成17年から平成22年にかけて増加しましたが、その後は減少しています。

核家族世帯の推移をみると、令和2年では1,407世帯となっており、平成17年から平成22年にかけて、増加しましたが、その後は減少しています。

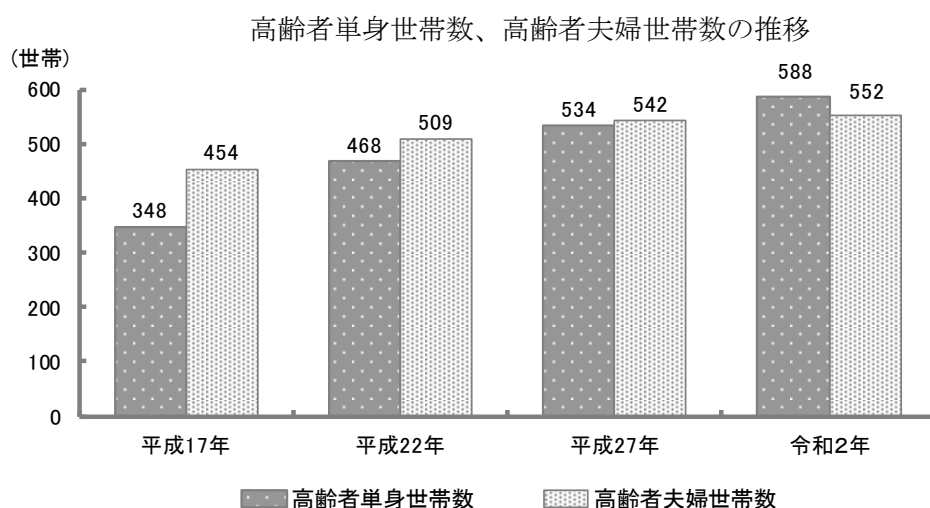
一世帯あたり平均人員をみると、平成17年から令和2年にかけて減少しています。



資料：国勢調査

(4) 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数をみると、平成17年から令和2年にかけて増加しており、令和2年では588世帯となっています。高齢者夫婦世帯数の推移をみると、平成17年から令和2年にかけて増加しており、令和2年では552世帯となっています。

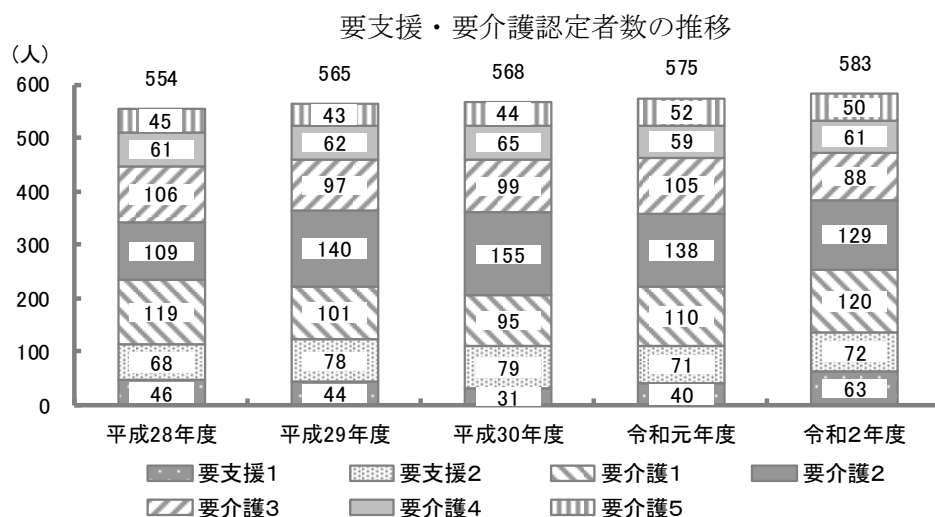


資料：国勢調査

(5) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は毎年増加傾向にあり、令和2年度では583人となっています。

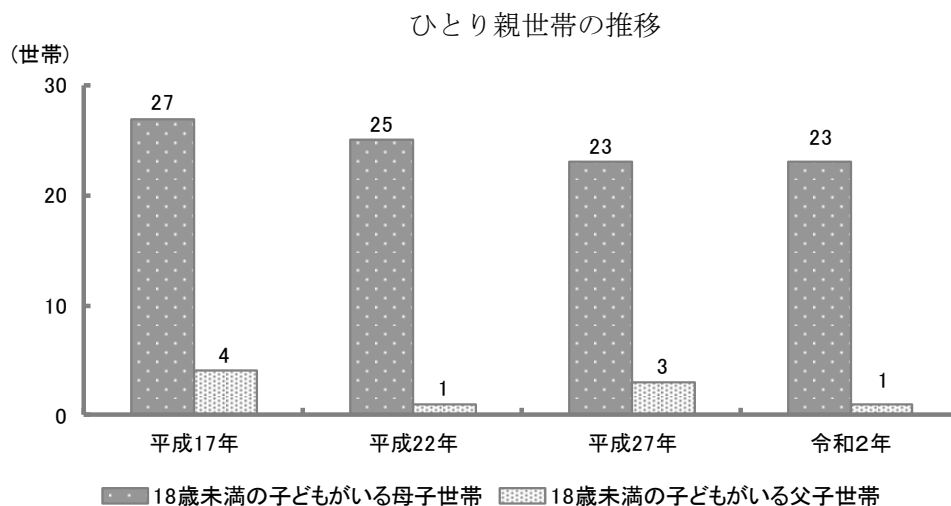
また、要介護度別でみると、「要介護2」が129人と最も高く、次いで「要介護1」、「要介護3」となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

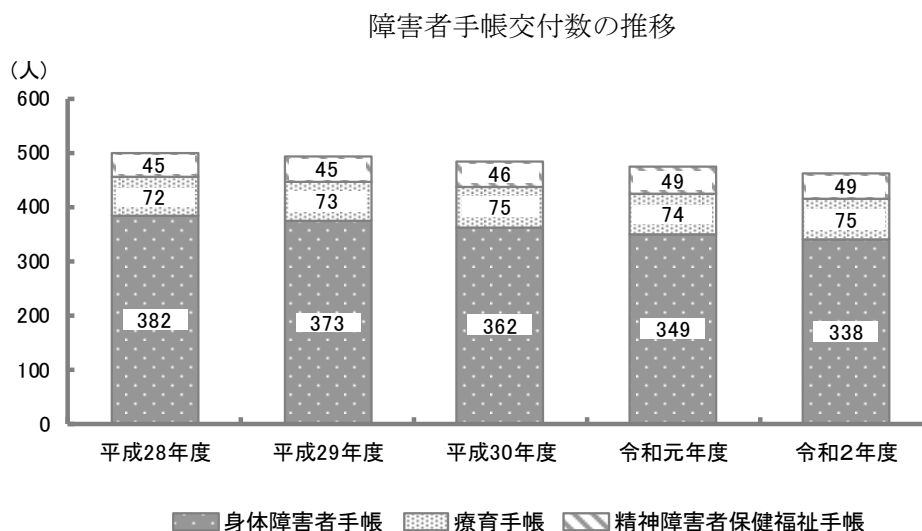
(6) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どもがいる母子世帯では年々減少しており、18歳未満の子どもがいる父子世帯では上がり下がりを繰り返しています。



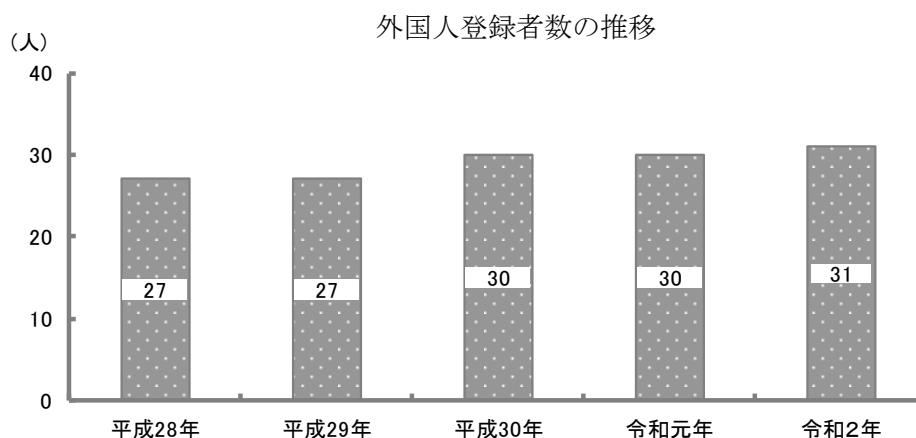
(7) 障害者手帳交付数の推移

障害者手帳交付数の推移をみると、障害者手帳交付数は年々減少傾向にあり、令和2年度では、身体障害者手帳交付数が338人、療育手帳交付数が75人、精神障害者保健福祉手帳交付数が49人となっています。



(8) 外国人登録者数の推移

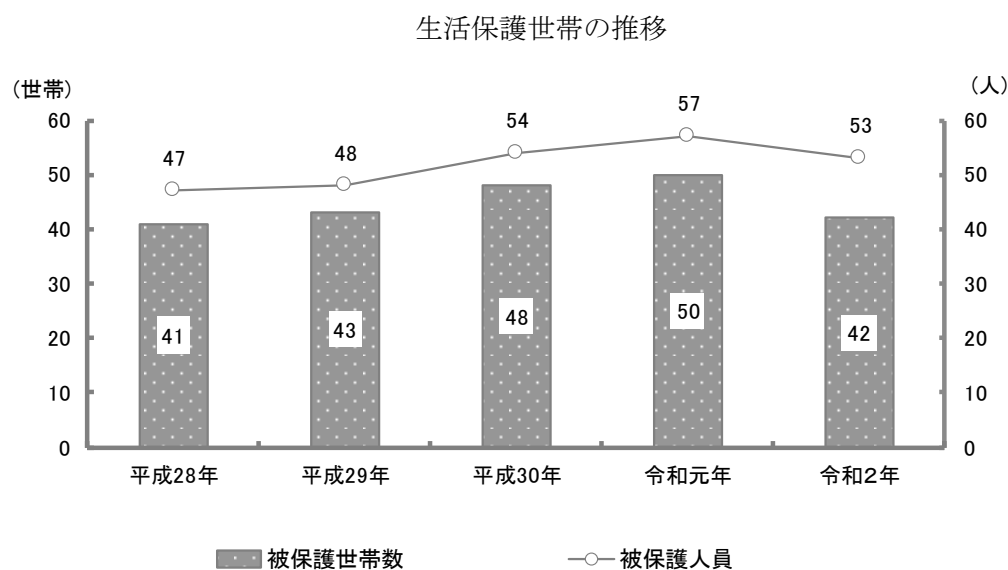
外国人登録者数の推移をみると、平成28年から令和2年にかけて増加しており、令和2年では31人となっています。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(9) 生活保護世帯の推移

生活保護世帯の推移をみると、被保護世帯数及び被保護人員ともに平成28年から令和元年まで増加していましたが、令和2年にかけて減少し、被保護世帯数は42人、被保護人員は53人となっています。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

2 住民意識調査で見る松崎町の現状

(1) 調査結果の概要

1 調査の目的

地域福祉に対する町民の意識調査を実施し、その問題点を整理・分析し、課題を明確にすることにより、「第2期松崎町地域福祉計画 地域福祉活動計画」の策定の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象

松崎町在住の18歳以上の方から2,000人を無作為抽出

3 調査期間

令和3年12月24日から令和4年1月20日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

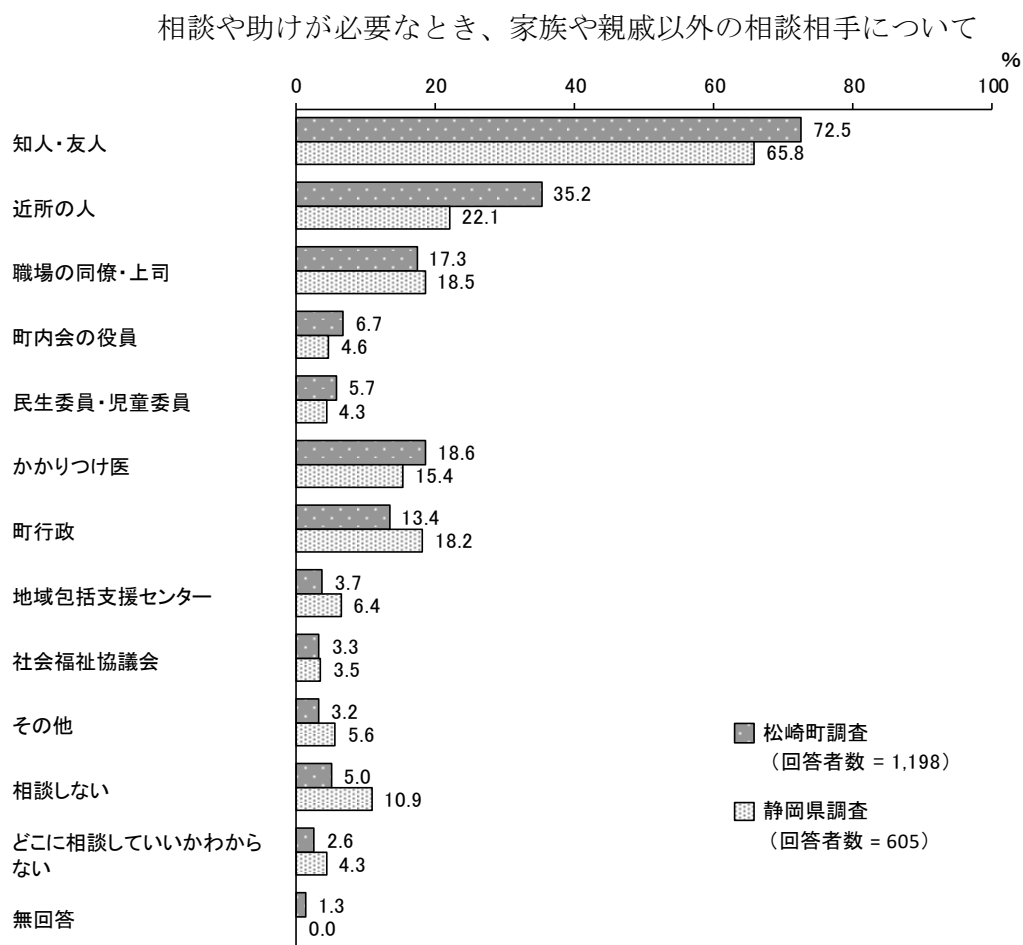
配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	1,198 通	59.9%

(2) 地域について

① 相談や助けが必要なとき、家族や親戚以外の相談相手について

「知人・友人」の割合が72.5%と最も高く、次いで「近所の人」の割合が35.2%、「かかりつけ医」の割合が18.6%となっています。

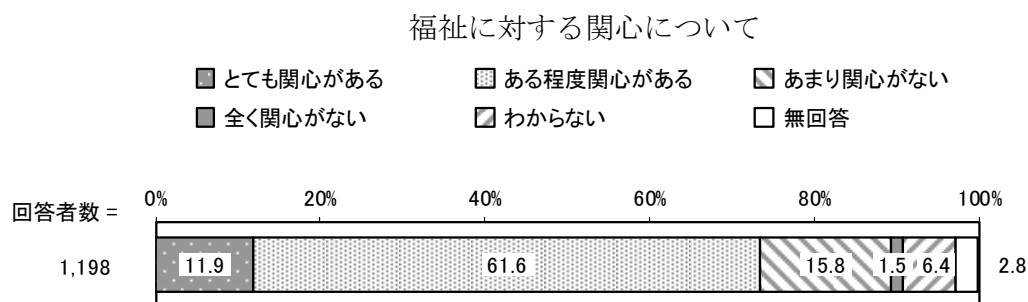
静岡県調査と比較すると、「近所の人」「知人・友人」の割合が高くなっています。一方、「相談しない」の割合が低くなっています。



(3) 福祉に対する考えについて

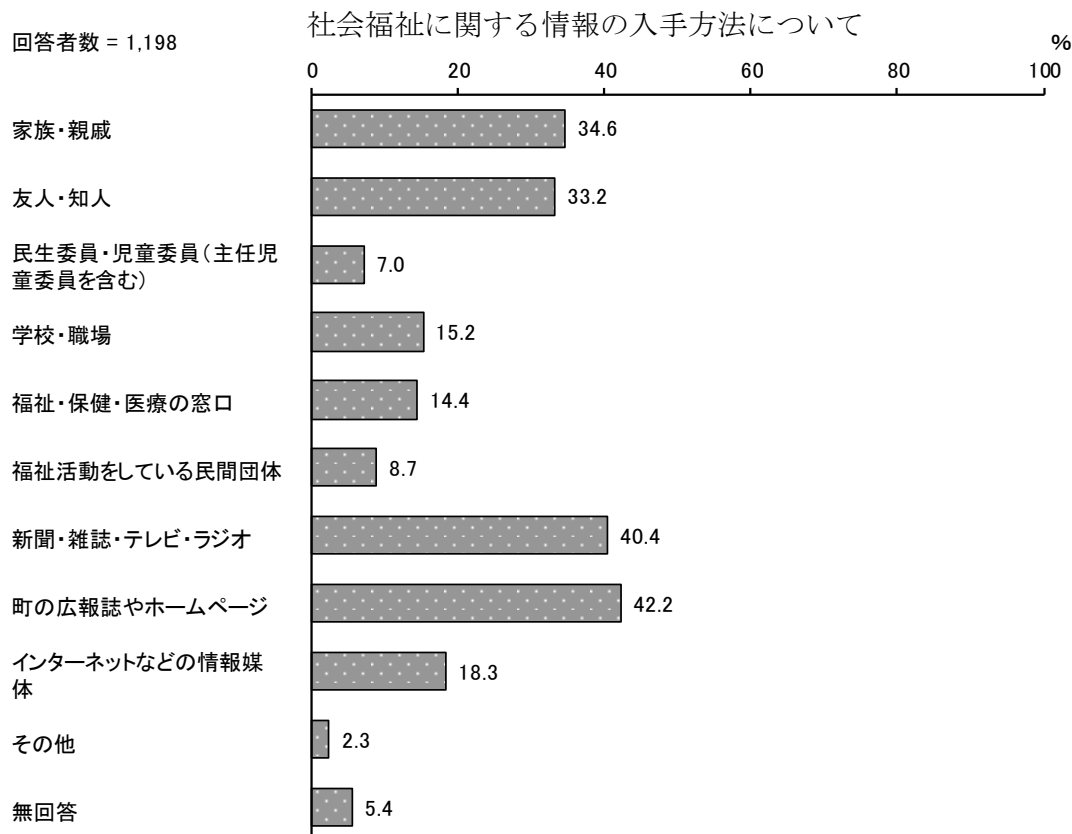
① 福祉に対する関心について

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が73.5%と最も高く、次いで「あまり関心がない」と「関心がない」を合わせた“関心がない”の割合が17.3%、「わからない」の割合が6.4%となっています。



② 社会福祉に関する情報の入手方法について

「町の広報誌やホームページ」の割合が42.2%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の割合が40.4%、「家族・親戚」の割合が34.6%となっています。

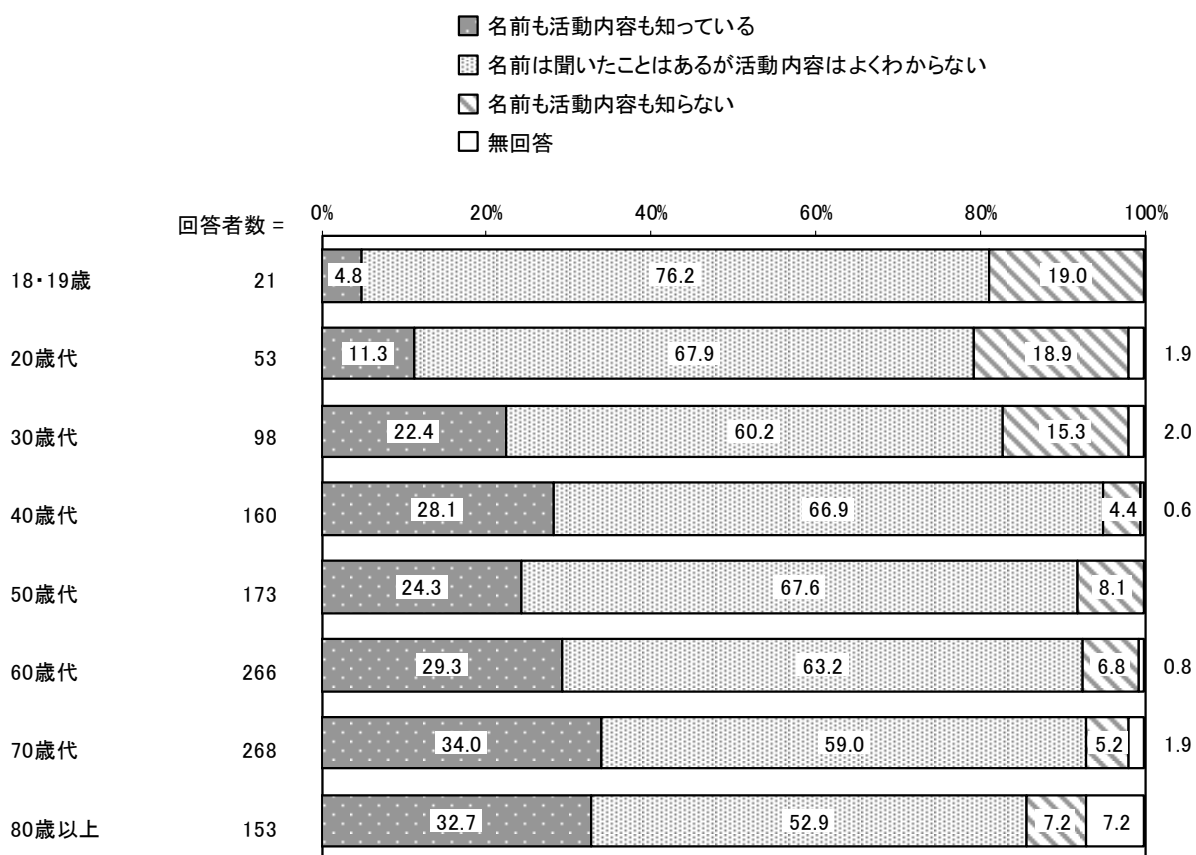


(4) 地域の福祉について

① 松崎町社会福祉協議会の認知度について

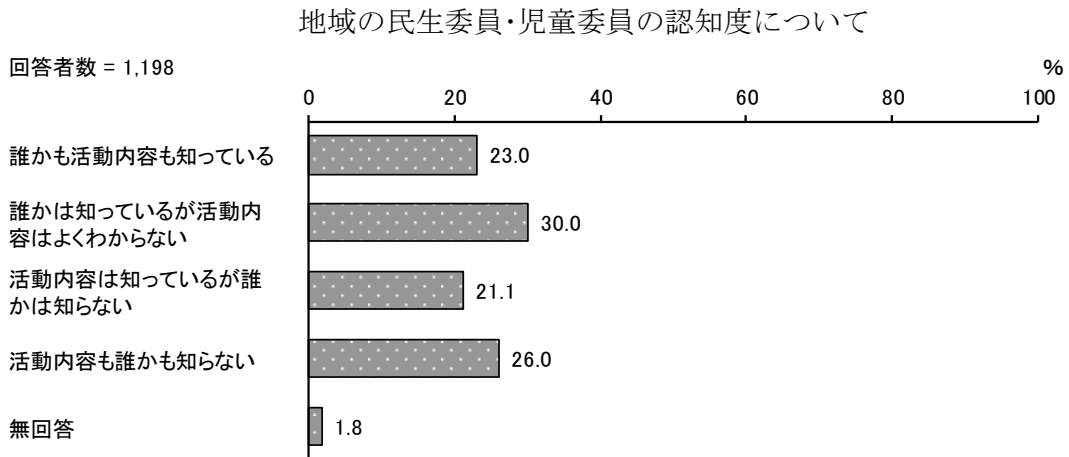
年齢別で見ると、他に比べ、18・19歳で「名前は聞いたことはあるが活動内容はよくわからない」の割合が高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて、「名前も活動内容も知っている」の割合が高くなる傾向がみられます。

松崎町社会福祉協議会の認知度について



② 地域の民生委員・児童委員の認知度について

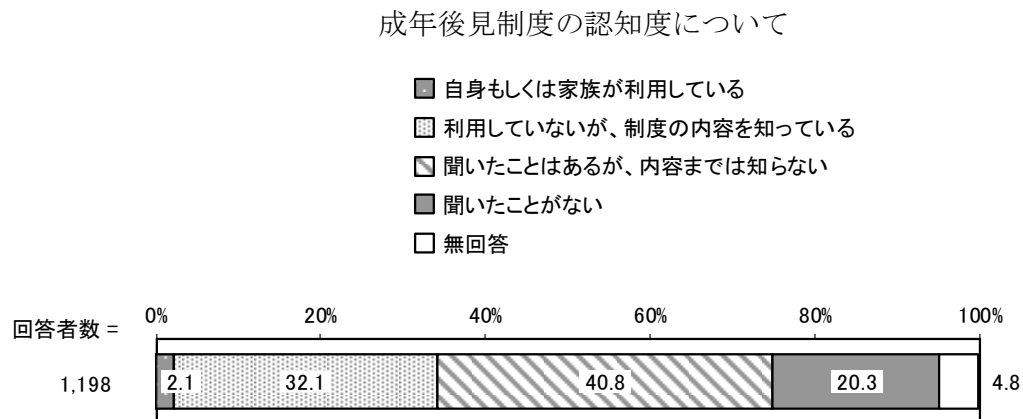
「誰かは知っているが活動内容はよくわからない」の割合が30.0%と最も高く、次いで「活動内容も誰かも知らない」の割合が26.0%、「誰かも活動内容も知っている」の割合が23.0%となっています。



(5) 支援が必要な人について

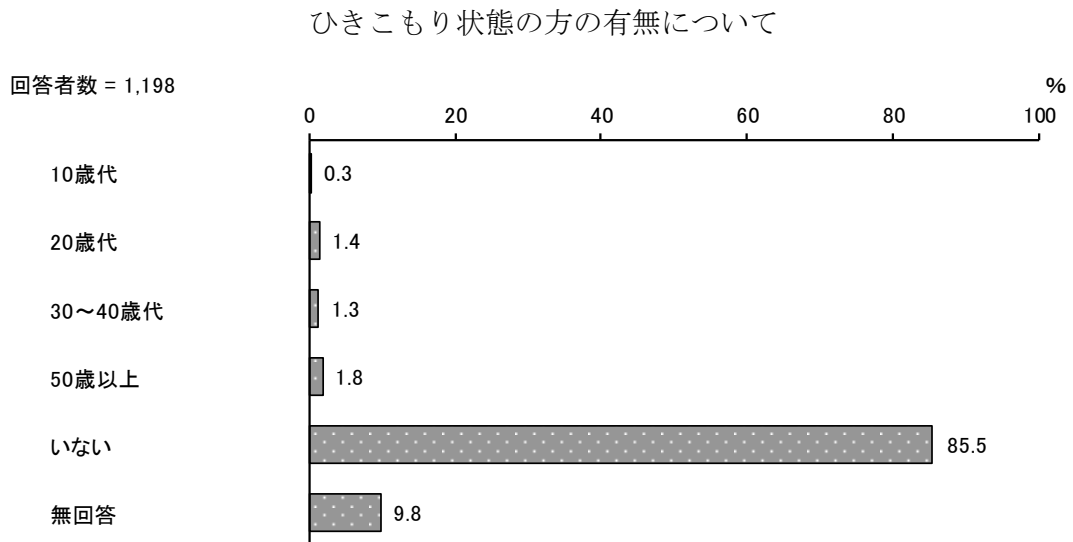
① 成年後見制度の認知度について

「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が40.8%と最も高く、次いで「利用していないが、制度の内容を知っている」の割合が32.1%、「聞いたことがない」の割合が20.3%となっています。



② ひきこもり状態の方の有無について

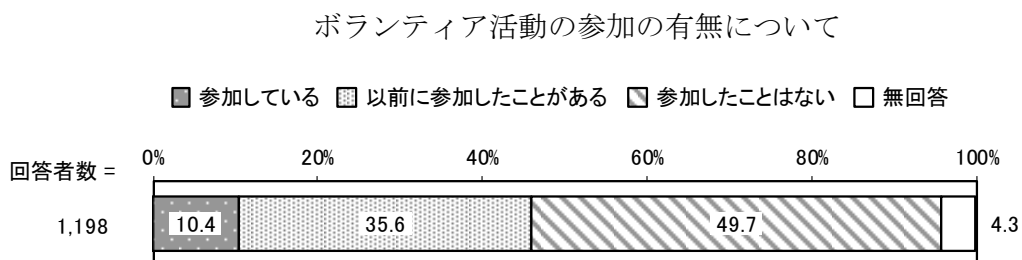
「いない」の割合が85.5%と最も高くなっています。



(6) ボランティア活動について

① ボランティア活動の参加の有無について

「参加したことはない」の割合が49.7%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」の割合が35.6%、「参加している」の割合が10.4%となっています。

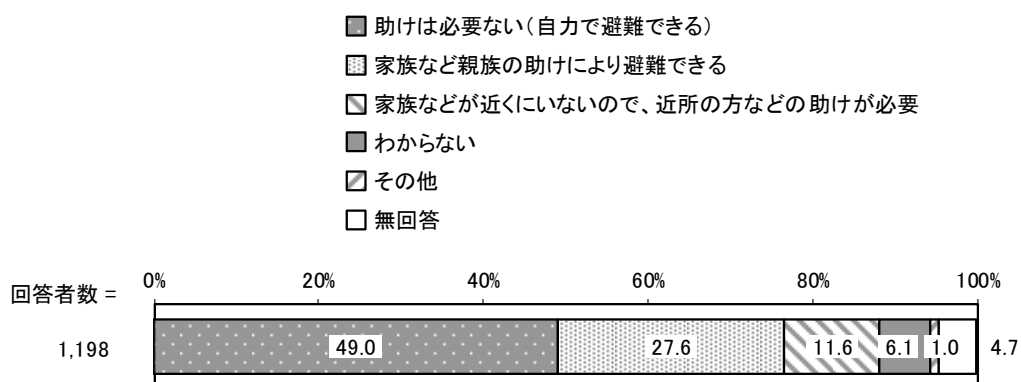


(7) 災害について

① 緊急時に避難するとき、誘導などの手助けをしてくれる人の有無について

「助けは必要ない（自力で避難できる）」の割合が49.0%と最も高く、次いで「家族など親族の助けにより避難できる」の割合が27.6%、「家族などが近くにいないので、近所の方などの助けが必要」の割合が11.6%となっています。

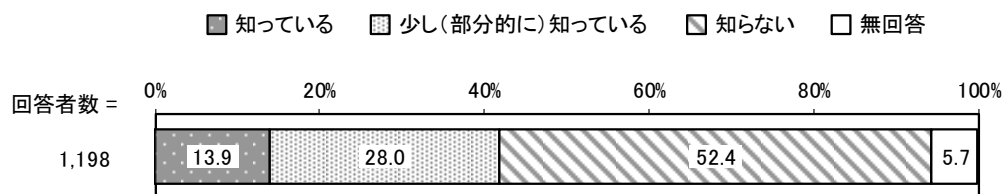
緊急時に避難するとき、誘導などの手助けをしてくれる人の有無について



② 災害時要支援者支援制度の認知度について

「知らない」の割合が52.4%と最も高く、次いで「少し（部分的に）知っている」の割合が28.0%、「知っている」の割合が13.9%となっています。

災害時要支援者支援制度の認知度について

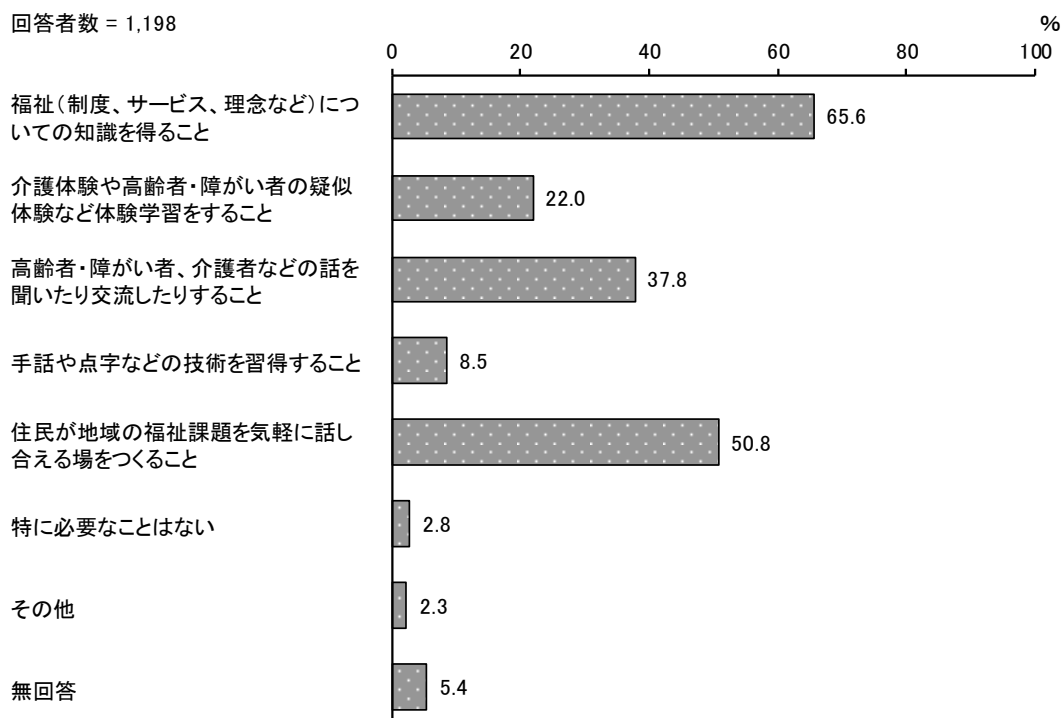


(8) 松崎町のこれからの福祉について

① 地域での福祉活動を盛んにするために、効果的なことについて

「福祉（制度、サービス、理念など）についての知識を得ること」の割合が65.6%と最も高く、次いで「住民が地域の福祉課題を気軽に話し合える場をつくること」の割合が50.8%、「高齢者・障がい者、介護者などの話を聞いたり交流したりすること」の割合が37.8%となっています。

地域での福祉活動を盛んにするために、効果的なことについて



3 関係団体等に対する調査で見る松崎町の現状

(1) 調査結果の概要

1 調査の目的

高齢者や障がい者、子育ての支援など、地域で活動されている関係団体に、本町の地域福祉を推進するための方策や取り組みについて、ご意見をいただき、「第2期松崎町地域福祉計画 地域福祉活動計画」の策定の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査日

令和4年10月19日

3 実施団体

○松崎町老人クラブ連合会 ○聖和保育園 ○松崎十字の園 オリブ
○松崎町地域包括支援センター ○松崎町社会福祉協議会
○松崎町手をつなぐ育成会（書面）

4 調査方法

対面による直接ヒアリング

(2) 主な意見

項目	意見
福祉への意識	・他人へのおもいやりの意識の醸成が必要。
福祉人材	・地域で支援できる人の人数に限られている。支援者の高齢化。 ・前期高齢者等元気な高齢者の活用。参加促進。
交流	・多世代交流の促進。子どもたちの活動に高齢者を巻き込む等。
相談支援	・住民に身近な相談できる場が必要。 ・相談に来られない住民に対して声をかける体制が必要。
生活支援	・買い物等の移動困難者への対応できる体制。
権利擁護	・成年後見制度の周知や学ぶ機会の充実が必要。
安全・安心	・新型コロナウイルス感染症拡大による活動の停滞。 ・災害時での要援護者台帳の更新・活用。

4 松崎町の地域福祉の課題

本町の地域福祉を取り巻く課題を、住民意識調査及び関係団体等に対する調査から整理しました。

(1) 地域福祉の意識づくりに関する課題について

○ 福祉に関する理解の促進

住民意識調査によると、福祉に対して関心がある町民は7割を超えています。地域福祉に関する理解を深め、地域福祉活動を促進するため、さらなる啓発・広報活動を行うことが重要です。

また、地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉への意識づけが大切です。今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

○ 福祉の意識の醸成に向けた交流の促進

町民が地域での福祉への関心や理解を深めるためには、立場や世代が違う人々と話を聞いたり交流することも不可欠です。

住民意識調査によると、地域での福祉活動を盛んにするために効果的なこととして、「福祉（制度、サービス、理念など）についての知識を得ること」「住民が地域の福祉課題を気軽に話し合える場をつくること」の割合が高く、地域福祉について町民が考える場や、子どもから高齢者、障がいのある人等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていくことが必要です。

(2) 地域福祉の活動の推進に関する課題について

○ 地域福祉活動への参加促進及び人材の育成

多くの人々が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけて、見守り、気づき、声を掛け合うことが大切です。

住民意識調査によると、普段の生活の中で相談や助けが必要なとき、家族や親戚以外の相談先は、「近所の人」の割合が静岡県調査と比較すると高くなっており、近所とのつながりが依然として残っていることがうかがえます。一方で、普段、近所の人との付き合いについて、年代が低くなるにつれて近所付き合いの程度が低くなる傾向となっています。

地域福祉の推進に向けては、地域福祉を担う人材の育成が重要となります。住民意識調査によると、ボランティアの参加状況は、「参加している」の割合が10.4%となっており、若い世代ほど参加の経験がある人が多くなっています。

団体ヒアリング調査においても、各団体の構成員の高齢化や人材の確保の課題は共通してみられています。特に若い世代の参加促進や元気な高齢者の活用が課題となっています。

地域福祉活動の維持や推進を図るためには、元気高齢者の活用促進や子ども、障がい、高齢者等さまざまな活動をしている団体をつなげていくことが必要です。

○ 地域の人材等の周知・啓発、活用

住民意識調査によると、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度は年代が高くなるにつれ高くなる傾向があるものの、知らない人も一定数みえる状況です。地域福祉の推進及びコーディネーターとして、社会福祉協議会、民生委員・児童委員の重要性は増しており、町民への周知を強化していくことが必要です。

また、福祉に対するニーズや問題が多様化している中、確かなニーズの把握や問題を解決していくために、地域の人材や施設等の資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが必要です。

(3) 福祉の基盤づくりに関する課題について

○ 福祉に関する情報の提供

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、さまざまな情報を取得する方法を知っている等、町民がさまざまな「情報」とつながっていることが大切です。

住民意識調査によると、社会福祉に関する様々な情報の入手経路については、「町の広報誌やホームページ」の割合が42.2%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の割合が40.4%、「家族・親戚」の割合が34.6%、「インターネット」の割合は18.3%となっています。福祉情報がすべての町民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がいのある方等にとっても分かりやすい情報提供の工夫も必要です。

○ 包括的な支援体制の構築

親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケアの問題や、80代の親が50代のひきこもりがちの子どもを養っている8050問題等、個人や世帯単位で様々な課題を抱えている方への対応が必要となっています。住民意識調査によると、ひきこもりに該当する人の割合が4.7%となっています。さまざまな課題を抱える人に対し、継続的な支援ができるよう、支援体制の構築が必要です。

複雑化・多様化する福祉の課題に対し、適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等の課題も指摘されており、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

○ 福祉サービスの推進

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。今後、だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しているなかで、免許返納の問題や、身体機能の低下が重なり、外出等の移動手段の確保が問題となる高齢者がみられています。団体ヒアリング調査においても、買い物等への移動手段の確保が課題とされており、移動が困難な人のための移動手段の確保を、民間事業所やボランティア等と検討していくことが必要です。

(4) 安心・安全なまちづくりに関する課題について

○ 権利擁護の推進

住民意識調査によると、成年後見制度の認知度について、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が40.8%と最も高く、次いで「利用していないが、制度の内容を知っている」の割合が32.1%、「聞いたことがない」の割合が20.3%となっています。成年後見制度の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要です。

○ 災害時に安心・安全に避難ができる体制

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

住民意識調査によると、災害等の緊急時に避難するとき、誘導などの手助けをしてくれる人について、「家族などが近くにいないので、近所の方などの助けが必要」の割合が11.6%となっています。また、本町の災害時要支援者支援制度の認知度は、「知らない」の割合が52.4%となっています。

今後、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの町民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりに向けて、災害時に支援が必要な人々が安心して避難ができる体制の充実が必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「第6次松崎町総合計画」では、町の目指す将来像を「ここでは、誇り高く、穏やかに、豊かに生きられる ～コンパッションタウン松崎～」と定め、計画を進める推進力“きょうどう”のもと施策を推進しています。

本計画では、総合計画の目指す将来像を踏まえるとともに、町民力、地域力、行政力を発揮し、“きょうどう”しながら、国が示す地域共生社会の考え方の下、基本理念を「誰もが住み慣れた地域で、困難な課題を分かち合い、お互いに助け合いながら豊かに暮らせるまち」とし、困難な課題を分かち合い、お互いに助け合うまち（コンパッションタウン）の実現を目指します。

特に人口が減少していくなかで、福祉のサービスを主体に考えるのではなく、地域での「互助」「共助」による暮らしを実現させていくことが必要です。

そのために、地域の住民や地域で活動しているボランティアや地域で運営している事業所等が交流し、アイデアを出して地域の実情に応じた支え合いの体制をつくることで町民が「住み続けたい」と思える豊かに暮らせるまちの実現を目指します。

【 基 本 理 念 】

誰もが住み慣れた地域で、困難な課題を分かち合い、
お互いに助け合いながら豊かに暮らせるまち

「第6次松崎町総合計画」で掲げるコンパッションとは

望ましい松崎の未来の姿を共有し、実現するためには、「対話」(dialogue)が欠かせません。「松崎町民」といっても、家庭や仕事の事情・環境はさまざまです。居住地区、世代、性別、信条などに応じて、感じ方・考え方はそれぞれ違います。

だからこそ一人ひとりが自分の願いや関心を言葉にし、互いに聴き合うという対話のプロセスが必要になります。

「だれ一人とり残されない」ように、すべての住民のウェルビーイングを達成するためには、「対話」に加えて「コンパッション」(compassion)が求められます。

他者の苦しみにふれたとき、人はそれを受けとめ、思わず助けの手を差し伸べてしまいます。そのような人間の呼応的なあり方を指し示す言葉が「コンパッション」です。

松崎町は日本最初の「コンパッションタウン」(困難な課題を分かち合い、お互いに助け合うまち)を目指します。生と死の課題を分かち合い、助け合い、支え合うコミュニティの形成に挑戦します。(第6次松崎町総合計画より抜粋)

※コンパッション：(英語：Compassion)は「思いやり」や「慈悲」などと訳されますが、禅僧であり医学人類学博士でもあるジョアン・ハリファックス氏は、コンパッションを、人が生まれつき持つ「自分や相手を深く理解し、役に立ちたい」という純粋な思い、また、自分自身や相手と寄り添い「共にいる」力と説明しています。

※ウェルビーイング(Well being)＝「身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」「健康とは、病気ではないとか、弱っていないというわけではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべて満たされた状態(Well being)にあること」(WHO)

計画を進める推進力“きょうどう”とは

町民力＝町民が自主的に地域における課題の解決に取り組んでいく力。

地域力＝地域社会の諸課題について、地域の構成員が、自ら課題の所在を認識し、自律的に、町内外の主体とのきょうどうを図りながら、地域課題を解決したり、地域としての価値を創造していく力。

行政力＝自治体の「ちから」であり、町としての「実力」。自律した自治体の健全な経営を行っていく力量であり、効果的な施策を立案・展開できる職員の力。

2 計画の基本目標

令和3年度に実施した住民意識調査、関係団体等に対するヒアリング調査などから浮かび上がってきた本町の地域福祉の現状と課題、ニーズを踏まえ、これから町民、地域・関係団体、社会福祉協議会、町が一体となって目指す松崎町の地域共生社会の姿について、協議会において協議・検討を行い、基本目標を4つあげています。

あわせて、この基本目標を達成するため必要と考えられる施策として17の項目を掲げました。

基本目標1 福祉を担う人づくり

地域福祉を推進するためには、町民一人ひとりの地域福祉への関心を高め、地域生活課題を自ら解決するために、福祉活動に参画する町民力を強化していくことが必要です。

本町においては、地域のつながりの希薄化、ひきこもり等社会的な孤立等の問題があげられているなかで、地域福祉を担う人材不足が大きな課題となっています。

基本目標1では、人口減少が進む中で、地域に暮らすすべての町民の力を活かすため、世代、性別、信条など感じ方・考え方が異なる町民が交流を促進するなど、町民が地域の課題に目を向け、様々な視点からアイデアをだし、解決につながる仕組みづくりに取り組みます。また、地域福祉を担う人材の育成を本町の持続可能な地域福祉の土台として位置づけ、さまざまな年代や場において福祉教育の推進を図ります。

基本目標2 助け合い・支え合いでつながる地域づくり

地域福祉の活動を持続可能かつ活性化するためには、地域で活動する団体が継続的かつ元気に活動ができるための支援や団体間の連携が重要となります。

本町においては、高齢者、障がいのある方、子ども等の対象ごとの活動は活発に実施されているものの、対象間をつなぐ活動は十分ではない現状です。

基本目標2では、地域福祉に係る地域に点在する人、場所及び地域で取り組んでいる活動を“つなぐ”ことで、地域の課題解決につながるアイデアを出し合い、効果的な地域福祉の活動の展開につなげていきます。

基本目標 3 だれもが必要な支援につながる福祉の基盤づくり

少子超高齢社会や核家族化の進行、世帯の少人数化の進行などにより社会状況が変わりつつある中、町民が抱える問題は複雑化し、福祉ニーズも多様化しています。

誰もが、地域福祉の問題について気軽に相談でき、その人の生活課題に応じた的確な支援が受けられ、解決につなげる仕組みづくりが求められています。

また、身近な地域において、潜在的なニーズを把握して、支援に結び付けることも重要です。

基本目標3では、誰もが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談体制の整備やさまざまな困難を抱えた人への支援など、誰もが不自由なく、尊厳が保たれ、安心して暮らすことができる福祉の実現に向けた基盤づくりに取り組みます。また、福祉サービスの適切な利用や質の向上についても取り組んでいきます。

基本目標 4 豊かに暮らせる安全・安心なまちづくり

本町においても台風による大雨被害に見舞われるなど、実際にあったことから町民の災害に対する危機意識も高まっている状況です。災害に強い地域づくりに向けては、日頃から地域の助け合いの中で防災・減災に取り組むことで緊急時に備えることが重要となっています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、高齢者の自動車運転免許証返納の問題など、買い物も含めた生活支援のニーズは増加しており、生活支援の体制の整備も求められています。

基本目標4では、誰もが地域でいつまでも安心して暮らせるよう、生活支援の充実や権利擁護の推進を図ります。また、災害への備えとして自主防災活動の推進や災害時要援護者の支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進等により、地域の防災力・防犯力の強化をしていきます。さらに移動困難者に対する移動手段的確保を検討し、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。

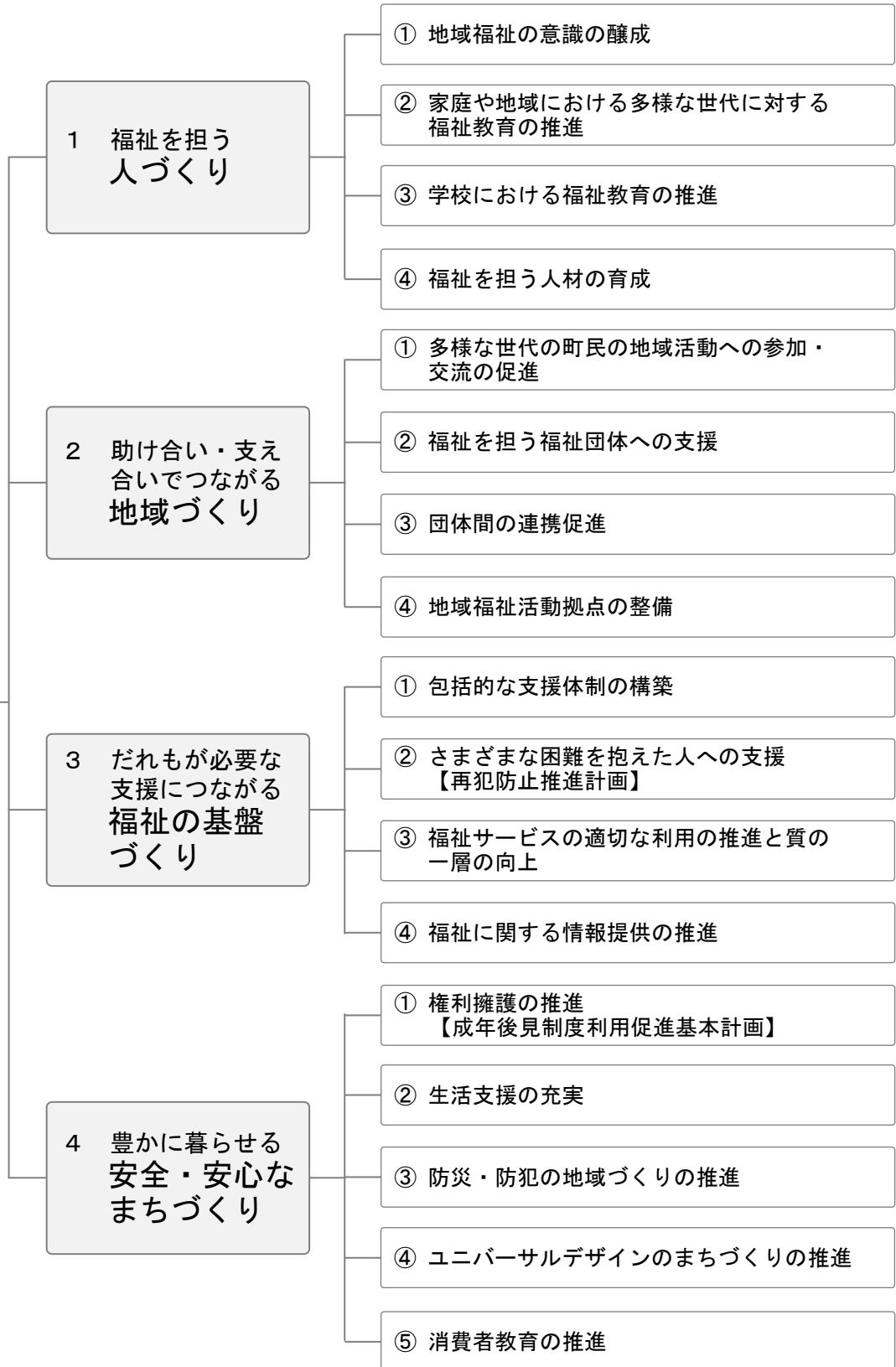
3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

誰もが住み慣れた地域で、
困難な課題を分かち合い、
お互いに助け合いながら豊かに暮らせるまち





第4章 施策の展開

基本目標 1 福祉を担う人づくり

(1) 地域福祉の意識の醸成

町民が福祉について関心を持ち、学びを深め、意識の高揚につなげるため、さまざまな手段を活用し、意識啓発や福祉教育に取り組みます。

町民一人ひとりができること

- 挨拶や声かけなど、近所付き合いを積極的に行います。
- 地域での行事や集まりに参加して地域福祉の意識を向上させます。

地域・団体ができること

- 趣味を通じた交流の機会を増やすことで、地域のつながりを深めます。
- 町民へ地域の行事やイベントへの参加を促します。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
福祉意識高揚の推進	広報誌や町ホームページ等で、福祉に関する制度やイベントなどさまざまな情報を発信するなどして啓発活動に取り組みます。	健康福祉課
	地域福祉に対する理解を促進するため、町民に対して講座等を開き、福祉意識の向上に努めます。	社会福祉協議会

(2) 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進

あらゆる年代の人々が福祉についてかわり、福祉を体験する機会を通じて、福祉に関心を持つきっかけづくりに取り組みます。

町民一人ひとりができること

- 福祉活動や福祉に関わる講座等に参加します。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加します。

地域・団体ができること

- 地域における福祉教育を推進するとともに、さまざまな交流を通じて、地域での助け合い、支え合いの意識を育みます。
- 地域行事等、町民が参加しやすい交流活動を進めます。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
福祉教育の推進	地域づくりは人づくりであるため、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、ふれあい広場などのイベントを通して助け合いの輪を広げる福祉活動や、地域ニーズに合った福祉教育の推進に取り組みます。	健康福祉課
男女共同参画社会の実現	地域福祉を推進する様々な活動は、男女共同参画の視点を持つことが重要であり、男女が互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と個々の能力を十分に活かすことができる男女共同参画社会の実現に努めます。	教育委員会

(3) 学校における福祉教育の推進

地域の中でともに助け合い・支え合う活動が自然とできるよう、学校や地域の場で子どもの頃からの福祉教育を行います。

町民一人ひとりができること

- 学校で子どものころから福祉のこころを育みます。
- 地域の問題について、みんなで話合う機会をもちます。

地域・団体ができること

- 学校における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助け合い、支え合いの意識を育みます。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
学校における福祉教育の推進	世代を超えて支えあい助け合う地域社会を形成するため、児童・生徒の福祉施設等でのボランティア体験学習、福祉カレンダーの作成等、様々な機会を通じた福祉教育を推進します。	教育委員会
	中学生を対象に、認知症の方を地域で見守りを行っていけるよう、認知症の症状や関わり方を知ってもらうために、認知症サポーター養成講座を実施します。	地域包括支援センター
3つの実践運動の推進	「あいさつ、返事、後しまつ」の3つの実践運動をさらに推進し、学校、家庭だけでなく、地域と一体となった活動を定着させ、学校と地域のつながりが感じられるような環境づくりに努めます。	教育委員会
食育の推進	望ましい食生活が送れる能力を身につけられるよう、保育所、幼稚園、各学校での食育の実施を推進します。	健康福祉課 教育委員会
福祉教育実践校の活動支援	福祉担当者との調整会議を開催し、事業体制の見直しを図ります。	社会福祉協議会

(4) 福祉を担う人材の育成

地域の福祉活動を持続可能なものとするため、地域で活躍する福祉ボランティアの育成や福祉に従事する人材の育成・支援に取り組みます。

町民一人ひとりができること

- 町や社会福祉協議会などが開催する研修会や講演会等に参加します。
- ボランティア活動に関心を持ち、自分ができるところから活動に参加します。
- 地域の一員という意識をもって地域の中での役割を積極的に引き受けます。

地域・団体ができること

- さまざまな機関で実施されている研修の情報を収集し、研修機関と連携しながら効果的な研修を実施できるよう支援します。
- 福祉サービス事業所等における介護職等の人材確保に努めます。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
福祉人材の確保・育成	県や関係機関などが実施する研修会等への参加を促し、福祉人材の確保と育成に努めます。	健康福祉課
福祉ボランティアへの参加促進	福祉活動へ参加する福祉ボランティアの参加促進に向けた啓発活動を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
災害ボランティアの養成	災害ボランティア及びコーディネーターを養成します。	社会福祉協議会
小地域福祉リーダー養成講座	小地域で活動する担い手の養成講座を開催します。福祉に従事する人材の育成・支援を行います。	社会福祉協議会

【基本目標 1 福祉を担う人づくり 評価指標】

計画策定時に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和9年度における目標数値を示しています。

評価指標項目	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
福祉について関心がある町民の割合	73.5%	80.0%
ボランティア団体	10 団体	12 団体
認知症サポーター養成講座受講者	757 人	907 人

基本目標 2 助け合い・支え合いでつながる地域づくり

(1) 多様な世代の町民の地域活動への参加・交流の促進

地域福祉活動へのきっかけとして、多様な世代の町民に対して、趣味や健康づくり等さまざまな地域の交流の「場」への参加を促進します。

町民一人ひとりができること

- 地域での仲間づくりや世代間交流の機会に積極的に参加します。
- 町民一人ひとりがお互いを尊重しながら、ふれあう意識を持ちます。

地域・団体ができること

- 地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握します。
- いつでも気軽にふらっと集える場をつくります。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
地域福祉活動の促進	町民の地域福祉ニーズの把握に努めながら、きめ細やかな福祉サービス事業に取り組んでいきます。	健康福祉課
子育て世代の参加	子育て世代は、親同士で子育ての悩みを共有できる場を地域の中に求めており、子育て世代を、徐々に地域福祉活動の一部に「主体者」として関わってもらうことで、地域への愛着や地域活動のやりがいを実感してもらおうよう、さまざまな地域活動につなげていく働きかけを行います。	健康福祉課
多様な人の参加	子どもたちも大人とともに地域のために一役買える機会を広げていけるように努めます。 地域活動に長く携わってきた人とこれから何かを始めようという人とが共に地域のことを考えたり、活動する場を増やししながら、具体的な活動に結びつけていく場を創出していきます。	教育委員会

取組名	取組内容	所管
地区サロン・通いの場づくり	各地区で行われている「サロン」や「通いの場」が地域の交流の場となるよう広く普及させるとともに、自立して運営できるようアドバイスや財政支援の検討も行っていきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
ハートアンドヘルプ事業	事業の周知を積極的に図り、利用の促進につなげていきます。	社会福祉協議会

※ハートアンドヘルプ事業：地域支え合い型福祉サービスで、あらかじめサービスを提供できる方を登録し、有償でお手伝いするシステム。

(2) 福祉を担う福祉団体への支援

地域における課題等を地域で解決につなげられるよう、福祉を担う団体の活動への支援や活動の活性化に向けた情報提供の充実に努めます。

町民一人ひとりができること

- 地域で活動している人や団体に自主的に協力します。
- 地域の一員であるという意識をもち、地域行事や地域の中での役割を引き受けるなど積極的に関わります。

地域・団体ができること

- さまざまな立場の町民が参加できる場や機会を設けます。
- ボランティアの受け手と支え手の状況を把握し、ボランティア活動の活性化と円滑なマッチングを推進します。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
地域活動への支援	地域で福祉活動を計画されている団体等が気軽に相談できるようにし、またその活動へのアドバイスや財政支援を行います。	健康福祉課
ボランティア活動への支援	地域で活動しているボランティア団体への活動費の助成を引き続き行い、地域活動を促進させます。	健康福祉課

取組名	取組内容	所管
生きがいづくりの推進	定期開催している寿大学のさらなる充実を図るとともに、高齢者の持つ知識や経験を活かす場や機会の充実を図ります。	健康福祉課
小地域福祉モデル地区事業	地域の力を見直し、福祉モデル地区を設置して、自助・共助体制の構築を図ります。	社会福祉協議会
福祉団体等支援事業	福祉団体との支援体制の見直しを図り、地域と行政が共に支えられる体制づくりをめざします。	社会福祉協議会

(3) 団体間の連携促進

地域で活動している高齢者や障がいのある方、子どもなど対象ごとの活動を結び付け、活動の輪を広げるため、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供等の支援を行います。

町民一人ひとりができること

- 各種団体の取り組みについて知ります。
- ふれあい広場等に各種イベントに参加します。

地域・団体ができること

- 各種団体の取り組みを知り、参加・協力します。
- ふれあい広場等福祉イベントを積極的に参画します。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
きょうどうで進める活動の推進	地域活動への参画を広げるためには、町民と、さまざまな機関・団体などが互いに協力しながら、自分が好きなこと、得意なこと、わずかな時間でもできることから始められる場を増やしていきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
連絡調整事業	地域福祉の担い手として理解を得て、小地域福祉活動への協力体制を強化します。 地域と行政が共に支えられる体制づくりをめざします。	社会福祉協議会
ふれあい広場の開催	町内の社会福祉団体等が集まり、イベントを開催することで、福祉団体間の連携を促進します。	社会福祉協議会
広報企画調整事業	広報誌の活用方法を広く、福祉団体とも協力しあえる体制をめざします。 多くの町民にPRし、賛同が得られる体制づくりをめざします。	社会福祉協議会

(4) 地域福祉活動拠点の整備

地域福祉の活動拠点として、ボランティアセンターの充実や総合福祉センターの利用などを促進します。

町民一人ひとりができること

- 福祉サービスの担い手として地域における福祉活動を行います。
- 地域の公民館や総合福祉センターを活用します。

地域・団体ができること

- 参加しやすい行事の開催を検討し、地域内の交流を深めます。
- 地域で行える町民参加サービスなどの担い手を増やします。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
社会福祉協議会の運営体制強化	社会福祉協議会の活動が円滑に運営できるよう体制の強化や基盤整備を支援していきます。	健康福祉課
子育て支援の推進	多様化している子育て支援サービスに対応するため、子育て支援センターの設置を検討します。	健康福祉課
地域福祉活動拠点の整備	社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会
	地域での福祉の推進役として、民生委員・児童委員を中心に各団体との連携を図ります。	社会福祉協議会
総合福祉センターの利用促進	福祉団体をはじめ、福祉活動の拠点としての運用をめざし、福祉関係のイベントを開催していきます。 高齢者や障がいのある方のみならず、広く町民の方の利用を促進します。	社会福祉協議会
ボランティアセンター事業	ボランティア団体のための初級講座や福祉講座を開催します。ボランティアセンターの利用を促進します。	社会福祉協議会

【基本目標 2 助け合い・支え合いでつながる地域づくり 評価指標】

計画策定時に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和9年度における目標数値を示しています。

評価指標項目	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
地域とのつながりがあると思う町民の割合	47.0%	50.0%
住まいの地域で、町民相互の支えあい活動（地域福祉活動）が盛んであると思う町民の割合	35.4%	40.0%
過去5年間で住まいの地域において地域福祉活動に参加したことがない町民の割合	15.9%	12.0%
地区サロン・通いの場の実施箇所数	9地区	10地区

基本目標 3 だれもが必要な支援につながる福祉の基盤づくり

(1) 包括的な支援体制の構築

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、高齢者、障がいのある方、子ども、生活困窮等の施策分野ごとの相談支援機関等と、町や社会福祉協議会が問題を共有し、連携して支援を行います。

町民一人ひとりができること

- 身近で困っている人がいたら各種相談窓口へつなげます。
- 各種相談窓口や自分の地域の民生委員・児童委員を確認しましょう。

地域・団体ができること

- 地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をします。
- 町民に、様々な福祉情報、各種相談窓口を周知するとともに、利用を呼びかけます。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
相談支援体制のネットワーク化の構築	社会福祉協議会やその他関係機関との連携を深め、さまざまな福祉問題に対して高齢者、障がいのある方、子ども、生活困窮等の施策分野ごとの相談支援機関等が一体となって問題解決にあたるよう、相談支援体制のネットワーク化の構築に努めます。	健康福祉課
保健・福祉・医療・介護等の連携強化	健康・福祉・介護等での情報連携を密にし、町民が必要とするサービスをすぐに受けられるよう、さらなる体制の強化に努めます。	健康福祉課
介護予防ケアマネジメントの実施	高齢者が要介護状態になることを防ぐ。また要支援要介護状態になっても状態の改善、維持、悪化の遅延を図るため、自立支援や重症化予防の視点をもって介護予防ケアマネジメントを実施していきます。	地域包括支援センター

取組名	取組内容	所管
相談員等の資質向上のための支援	民生委員児童委員をはじめとする相談員や各相談窓口の職員等に対する研修会の実施など、その資質の向上を図ります。	社会福祉協議会

(2) さまざまな困難を抱えた人への支援

地域のふれ合い・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障がいのある方、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする町民に対して、様々な専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っています。

また、誰もが安心して暮らすことができるよう、再犯防止の推進を図ります。

町民一人ひとりができること

- 日頃から地域で支援を必要としている人へ声掛けや見守りを行い、生活に役立つ必要な情報を伝えます。
- 困っている人がいたら相談窓口につなげます。

地域・団体ができること

- 地域で支援を必要としている人に、地域での情報提供や相談支援を充実します。
- 地域で支援を必要としている人に、きめ細かなサービスを提供します。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
生活困窮者の自立支援の推進	生活の基盤を維持することが困難な世帯の経済的自立と生活の安定を図るため、関係機関との連携により生活保護制度の適正な運用に努めます。 また、低所得者世帯の経済的自立を援助するため、社会保障制度や福祉資金貸付制度の活用を促すとともに、民生委員・児童委員等による援護機能の充実にも努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業：低所得・障害・高齢世帯を対象に必要な貸付を行い、関係機関に相談支援を行うことで世帯の経済的自立と生活の安定を図ります。	社会福祉協議会

取組名	取組内容	所管
障がいを持っている方の雇用・就業の促進	障がいのある方の一般雇用や福祉的就労の推進と就労の支援を関係機関と協力しながら行っています。	健康福祉課
さまざまな困難を抱えた方への支援	自殺対策や引きこもり等さまざまな困難を抱えた方への支援体制の構築を目指します。	健康福祉課
保育サービスの充実	保護者の出産、疾病または家族の介護（看護）など、家族で児童の保育をすることが困難な状況でも柔軟に保育サービスが利用できるような支援します。	健康福祉課
母子保健の充実	発達の遅れや障がいのある子どもは、早い時期に相談を受け、適切な療育につなげることが重要であり、そのための相談・指導を充実します。	健康福祉課

【松崎町再犯防止推進計画】

1 計画策定の趣旨等

(1) 趣旨・目的

再犯の防止は、犯罪を減らすためには避けて通れない重要課題です。犯罪や非行をしたものの中には、貧困、疾病、依存症、厳しい生育環境等、様々な生きずらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした者に対応するためには、国、地方公共団体、民間団体等が連携して「息の長い」支援を実施する必要があります。

こうしたことから、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。）が制定され、同第8条により、都道府県及び市町村における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

(2) 計画の位置づけ

本項目は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけます。また、町民の皆様が犯罪による被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

(3) 計画の期間

「第2期松崎町地域福祉計画 松崎町地域福祉活動計画」と同様に令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

2 重点課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、次のとおりします。

- (1) 就職・居住の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等と連携した修学支援
- (4) 特性に応じた効果的な指導の実施
- (5) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- (6) 国・民間団体との連携強化

3 取組内容

取組名	取組内容	所管
就労・居住の確保	犯罪をした者等の中には、就労に結び付いていない場合や、適切な定住先を確保できない場合があることから、西豆地区保護司会と協力・連携し、就労支援及び適切な居住の確保を進めます。	窓口税務課
保健医療・福祉サービスの利用の促進	犯罪をした生活困窮者や高齢者、障がい者の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。また、薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあるため、依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、犯罪をした者等に必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体との連携を図ります。	健康福祉課
学校等と連携した修学支援	将来を担う児童生徒の健全育成を図り、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行をした児童生徒の立ち直りのため、保護司と学校関係者の連携や体制づくりなどに努め、必要な支援を行います。	窓口税務課 教育委員会
特性に応じた効果的な指導の実施	対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境などの特性に応じ、適切に支援することが重要であることから、その特性に応じた適切な支援を進めます。	窓口税務課
民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することがないように、町民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援が重要であることから、「社会を明るくする運動」等の再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、町民の理解促進に努めます。また、保護司や更生保護女性会等の民間協力者の活動を支援します。	窓口税務課
国・民間団体等との連携強化	将来にわたり、適正な保護司数を維持できるように保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。また、民生委員・児童委員を始めとした地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基礎知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有を図られるよう取り組みます。	窓口税務課 健康福祉課

(3) 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用でき、相談を受けた人が適切な支援へつなげることができるように努めます。

また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

町民一人ひとりができること

- 自分にあった福祉サービスを選択し、自分らしく暮らします。
- 町や社会福祉協議会の広報誌や回覧版等で知った福祉サービスに関する情報は他の人と共有します。

地域・団体ができること

- 福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や町等への連絡をします。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
福祉事業の検討と見直し	町民の新たな福祉課題やニーズの把握に努め、給食サービスや買物等支援事業など各種福祉サービスの充実化を図るとともに、必要に応じて事業の見直しを行い、サービスの質の向上に努めます。	健康福祉課
子育て環境づくり	少子化に伴う育児不安や子どもへの虐待など、子どもの育成環境の変化に対応できる、きめ細かいサービスの提供に努めます。	健康福祉課
	子育て中の親子同士が気軽に交流でき、子育ての安心拠点となる児童館の充実に努めます。	健康福祉課
	保護者が仕事で帰宅時間に家庭にいない小学生を中心に、まつぼっくりクラブ（放課後児童クラブ）の活動を充実させます。	健康福祉課

取組名	取組内容	所管
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、高齢者の生活支援等サービス体制を整備していきます。また協議体を設置し、定期的な情報共有や連携強化に努めます。	健康福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
予防福祉事業	日常生活でおこなうことができるよう、1DAYプログラムを作成し、広報誌に掲載します。地域を考える新たなステッププログラムを摸索します。	社会福祉協議会

(4) 福祉に関する情報提供の推進

子どもから高齢者まで、必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。また、情報バリアフリーの推進やデジタルデバイス（情報格差）にも配慮した情報提供を推進します。

町民一人ひとりができること

- 自ら福祉に関する情報を取得するようにします。
- 福祉に関する情報を取得するために、いろいろな手段を活用します。
- 自らが取得した役立つ情報は他の人にも提供し、情報を共有します。

地域・団体ができること

- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供します。
- 障がいのある人や高齢者に配慮した情報伝達を行います。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
きめ細かな情報提供の推進	福祉に関する情報は、広報誌やお知らせ版、ホームページといった従来の情報伝達的手段に加えて、インターネットやSNSの活用などさまざまな情報手段でわかりやすく福祉に関する情報を提供します。	健康福祉課
	広報誌「社協だより」の中で、各地域の動きやボランティア活動などが、より多くの町民に伝わるような情報の発信を行っていきます。	社会福祉協議会
地域との情報共有の推進	個人情報に配慮しながら、災害時に必要な避難行動要支援者の情報が自主防をはじめ地域の関係機関と共有できるように努めます。	健康福祉課

【基本目標3 だれもが必要な支援につながる福祉の基盤づくり 評価指標】

計画策定時に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和9年度における目標数値を示しています。

評価指標項目	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
生活困窮者自立支援制度の認知度	14.6%	20.0%
普段の生活の中で相談や助けが必要なとき、家族や親戚以外でどこに相談していいかわからない町民の割合	2.6%	0.0%
再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）の認知度	42.0%	50.0%

基本目標 4 豊かに暮らせる安全・安心なまちづくり

(1) 権利擁護の推進

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

成年後見制度の継続した制度の周知や利用促進を働きかけます。

町民一人ひとりができること

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深め、利用が必要になったときは、相談窓口にご相談します。
- 虐待が重大な人権侵害であることを理解し、虐待等の疑いがある問題に気づいたら、相談窓口にご連絡します。

地域・団体ができること

- 認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげていきます。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
虐待の防止対策	高齢者等の虐待に関する相談・指導・助言のための窓口を充実させ、虐待防止に関する意識啓発を行っていきます。また、虐待についての通報を受けた際には相談・助言を行います。	健康福祉課
成年後見推進事業	成年後見制度の周知を図るとともに、判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できるよう支援に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
市民後見人の養成	認知症、知的障害あるいは精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見活動に必要な知識を習得し、市民後見人として活動できる人材を育成します。	健康福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、在宅で自立した生活ができるように、金銭管理や福祉サービスの利用の相談・援助、書類預り等を行います。	社会福祉協議会

【松崎町成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画策定の趣旨等

「成年後見制度利用促進計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第23条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、松崎町の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

本町では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と松崎町成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものです。

2 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標等

賀茂地区（下田市及び賀茂郡）は、いずれも高齢化率が40%を超え、独居高齢者が多い地域となっており、今後も成年後見制度利用のニーズは増えると考えられます。

賀茂地区においては、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職の数も限られており、市民後見人の養成や、市民後見人の活動を支える法人後見や中核機関の整備についても物要不可欠なものであると考えられます。

（1）基本的な考え方

成年後見制度の利用促進については、賀茂地区の1市5町及び各市町社会福祉協議会並びに成年後見制度に関わる各種専門職の団体と連携して行います。

〈中核機関が実施する業務〉

各市町は、各市町社会福祉協議会を専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関と位置づけて、以下に掲げる業務を委託実施します。

各市町社会福祉協議会は、賀茂地区の社会福祉協議会と連携し、成年後見に関する業務を実施します。

- ① 制度の広報・告知
- ② 相談
- ③ 情報集約
- ④ 地域体制整備
- ⑤ 後見等申立て支援
- ⑥ 後見等開始後の継続的な支援
- ⑦ 後見等の不正防止

〈協議会の役割〉

賀茂地区において、成年後見制度の利用促進を連携して行います。また、専門職の人数が限られていることから、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政の各担当者をメンバーとして、下田市社会福祉協議会に事務局を置き、賀茂地区全体についての協議を実施します。協議会の協議事項は、以下に掲げるものとしします。

- ① 地域課題の検討
- ② 受任者調整
- ③ 市民後見人候補者名簿に掲載する候補者の選定
- ④ 市民後見人養成講座及びフォローアップ講座の企画・検討
- ⑤ 家庭裁判所との連携・調整
- ⑥ 地域連携のネットワークに関すること

※受任者調整は必要な場合に行う

(2) 今後の施策の目標等

ア 利用者に寄り添った制度の運用

後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧に汲み取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者に寄り添った制度の運用を進めるとともに、成年後見制度への普及啓発と利用促進に努めます。

イ 市民後見人の養成

市民後見人養成講座を継続し、法人後見、市民後見人の養成に努めます。

(3) 今後の施策の目標

市民後見人養成講座（修了者数）

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	2人	2人	2人	2人	2人

市民後見人候補者名簿（登載者数）

R4	R5	R6	R7	R8	R9
1人	2人	2人	2人	2人	3人

(2) 生活支援の充実

誰もが地域で安心して生活できるよう、生活支援の充実を図ります。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しているなかで、免許返納の問題や、身体機能の低下が重なり、外出等の移動手段の確保が問題となる高齢者等が買い物や通院などに困らないよう支援します。

町民一人ひとりができること

- 福祉制度に関する情報に関心を持ちます。
- 必要に応じて福祉サービスを適切に受けます。

地域・団体ができること

- 地域の福祉ニーズを的確に把握し、地域で情報を共有します。
- 公的なサービスでは対応しづらい領域について、地域や福祉団体が連携して支援します。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
子育て支援の推進	本町の次代を担う子どもの誕生を祝い、祝い金を支給します。また、支給対象者1人につき1度の妊娠に対し、祝い品を支給します。さらに、小学校、中学校入学並びに高校に入学又は就職する児童及び生徒に対しても、祝い品を支給します。	健康福祉課
就学支援の充実	経済的な理由で就学が困難な場合、保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育資金の利子補給や奨学金の貸付を行います。	健康福祉課
買物等支援事業	75歳以上の高齢者や重度の障がいがある方などが買い物や通院などの生活に困らないよう生活を支援をしていきます。	健康福祉課

取組名	取組内容	所管
福祉タクシー利用券・寿回数券交付事業	75歳以上の高齢者や重度の障がいがある方などの外出機会を増やし、引きこもり等をなくすため、福祉タクシー利用券の交付などを行います。	健康福祉課
在宅高齢者介護用具等給付（貸与）事業	在宅のねたきり高齢者等を介護する家庭に対し、紙おむつなど介護用具等の給付又は貸与することにより、家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
高齢者等見守り事前登録事業	認知症等で徘徊により行方不明となる恐れのある高齢者等の情報を事前に登録してもらい、行方不明で保護された場合に、速やかに身元の確認と家族等への連絡が取れるようにすることで、高齢者等の安全の確保及びその家族の支援を図ります。	健康福祉課
新婚生活支援事業	夫婦とも39歳以下の世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得や住宅賃貸借費用、引越費用、リフォーム費用に対して支援します。（所得制限あり）	健康福祉課
障がい者福祉サービス事業・地域生活支援事業	障がい者に対する移動支援や同行援護などのサービスを提供し、障がい者の日常生活の支援を行います。	健康福祉課
ボランティア給食サービス事業	給食ボランティア代表者会議を開催し、活動の支援体制を見直します。全地区での給食サービス事業の実施をめざします。	社会福祉協議会
訪問給食サービス事業	訪問給食事業者の強化とメニューの再構成を図ります。ライフラインとしての食生活による在宅を支援する事業を強化します。	社会福祉協議会
低所得者福祉の充実 【生活の安定】	生活の基盤を維持することが困難な世帯の経済的自立と生活の安定を図るため、関係機関との連携により生活保護制度の適正な運用に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	低所得者世帯の経済的自立を援助するため、社会保障制度や福祉資金貸付制度の活用を促すとともに、民生委員・児童委員等による援護機能の充実に努めます。	

取組名	取組内容	所管
低所得者福祉の充実【自立向上の支援】	低所得者の経済的自立を促すため、職業安定所との連携により、就労指導を進めます。民生委員・児童委員との連携を強化し、情報提供、就労機会の紹介など相談支援機能の充実を図っていきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
ひとり親家庭への福祉の充実	母子福祉資金貸与制度の活用を図り、自立援助施策の推進を図ります。	社会福祉協議会
共同募金の推進	生活に困難を抱えているへの支援の安定化に向けて、共同募金活動の促進や推進体制を整備します。	社会福祉協議会
在宅支援事業	自助生活を支援する事業の企画を検討し、支援体制を強化します。 「支え合い」や「つながり」と言った昔ながらの働きを見直し、新たな働きを模索します。	社会福祉協議会

(3) 防災・防犯の地域づくりの推進

災害時や緊急時においては、住民の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。

また、災害時における要支援者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者の把握を強化するとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

さらに、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有を図り、地域での防犯活動を推進します。

町民一人ひとりができること

- 地域の防災訓練へ積極的に参加します。
- 日ごろから防犯意識を高めます。

地域・団体ができること

- 災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します。
- 地域での見回り等により犯罪を未然に防ぐ活動を行います。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
防災意識の高揚	防災訓練などさまざまな機会を活用して町民の防災意識の高揚を図ります。	総務課
避難行動要支援者の把握	災害時の避難の際に支援が必要な避難行動要支援者の把握及び名簿の定期的な更新を行います。	健康福祉課
住宅用火災警報器購入費等助成事業	65歳以上の高齢者のみの世帯に対して、火災から自らの生命及び財産を守るため、住宅用火災警報器の取り付けを支援します。	健康福祉課
ひとりぐらし老人緊急通報システム整備事業	ひとりぐらし老人の福祉向上と地域での支援体制づくりを図るため、緊急通報システム整備を継続して進めます。	健康福祉課
ボランティア支援活動事業	災害ボランティアコーディネーターと協力し、災害ボランティア支援本部の立上げ訓練の開催及び組織化をめざします。 災害時必要備蓄品の準備もを行います。	社会福祉協議会

(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施設等のハード面のバリアフリー化に取り組むとともに、住民の意識向上等のソフト面のバリアフリー化も促進していきます。

町民一人ひとりができること

- 自治会が中心となり、地域の中に段差や不便な所はないか点検します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについて学べる研修等に参加します。

地域・団体ができること

- 誰もが平等に情報に接し、利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した広報紙の発行やホームページの作成を行います。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
公共施設の維持管理の推進	誰にでもやさしく、安全な施設整備や公共施設の維持管理を行います。	健康福祉課
	公共施設を中心とした生活環境の点検および改修に努めます。	健康福祉課
共生のまちづくりに向けた環境の整備	町民と協働で「福祉マップづくり」の更新を検討します。	社会福祉協議会

(5) 消費者教育の推進

子どもから高齢者まで、全ての消費者が安全・安心に生活できる社会を実現するため、消費者教育の推進に取り組みます。

町民一人ひとりができること

- 消費者被害を受けないためにも、情報取得に努めます。
- 不審な電話があったらすぐに警察署など関係機関に通報します。

地域・団体ができること

- 消費者被害を防止するため、地域の集まりなどで情報を共有します。

行政・社会福祉協議会の取組

取組名	取組内容	所管
消費者教育の推進	特にトラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者に対して、新製品やサービスに対応した消費者教育を進めるとともに、学校などと連携して、消費学習の充実を図り、賢い消費者づくりに努めます。	企画観光課
消費生活相談の推進	消費者に対して、適切な消費生活情報を広報等を通じて提供し、意識の高揚と知識の向上を図るとともに、トラブルへの適切な対応のため、消費生活相談、苦情処理等の体制を推進します。	企画観光課
消費者運動の支援	消費者運動に対し、情報の提供、指導、助言等を行うとともに、資源の有効活用や省資源、省エネルギー、リサイクル運動などについても適切な情報を提供し、その活動を支援していきます。	企画観光課

【基本目標 4 豊かに暮らせる安全・安心なまちづくり 評価指標】

計画策定時に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和9年度における目標数値を示しています。

評価指標項目	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
成年後見制度の認知度	34.2%	40.0%
災害時要支援者支援制度の認知度	41.9%	50.0%
日頃から地域の防災活動や訓練に参加している町民の割合	68.1%	75.0%
住まいの地区の避難所の場所の認知度	88.1%	95.0%



計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 町と社協の連携強化

地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野を中心とした様々な分野との連携が必要となります。そのため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

また、町と社協が適切な役割分担のもと、連携・協働して事業実施を行います。そのため、互いに情報共有を強化しながら、いままで以上に連携・協力する体制を確立していきます。

(2) 町民、事業所等との連携強化

地域福祉は、町民の主体的な参加や協力のもとに推進していかなければなりません。町民が地域福祉に対する理解を深め、より地域福祉を身近に感じられるよう、本計画や地域福祉に関する情報を広報紙やホームページなど多様な媒体を活用し広く周知し、町民の意識啓発を図ります。

また、地域共生社会の実現に向け、ボランティアや福祉サービス事業者、医療機関、学校、企業等、地域に関わるすべての組織・団体等・個人等が連携しながら地域福祉を推進できるよう、コンパッションに基づくネットワーク体制の強化を図ります。

2 計画の進行管理

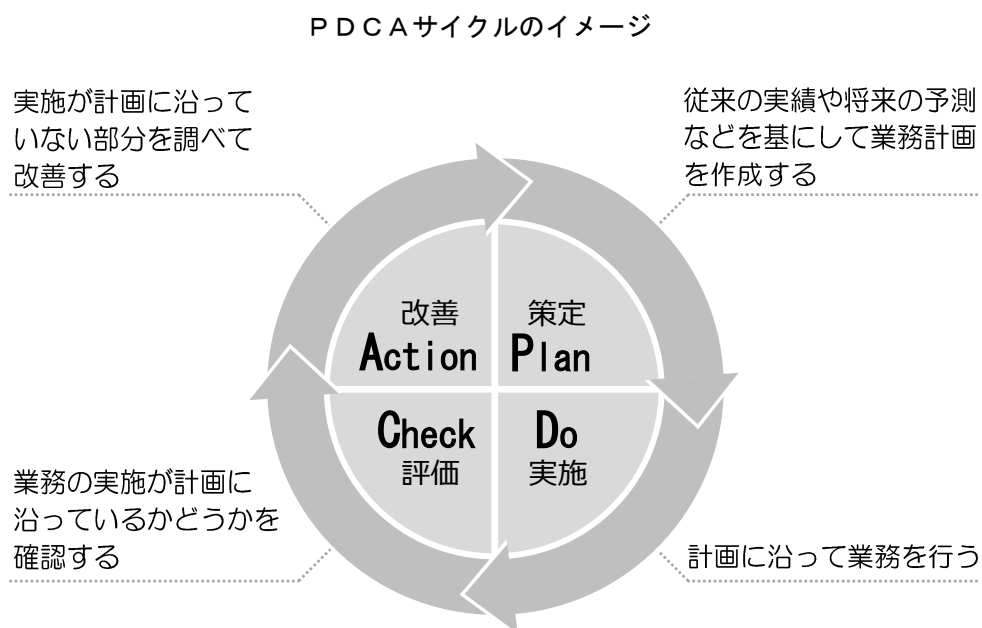
(1) 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、「松崎町地域福祉検討協議会」を評価機関に位置づけ、客観的な評価と進行管理を図ります。

(2) 進行管理方法

本計画の進行管理は、町、社協による施策・事業の内部評価と、数値目標の達成状況の確認による客観評価の両面から行います。

そして、PDCAサイクルを繰り返しながらこの計画の進行管理を行うとともに、「第2期松崎町地域福祉計画 地域福祉活動計画」の改定につなげていきます。





参考資料

1 計画の策定経過

年月日	項目	内容
令和3年12月24日～ 令和4年1月20日	住民意識調査	調査対象：松崎町在住の18歳以上の方を 無作為抽出 調査方法：郵送による配布、回収 配布数：2,000通 回収数：1,198通（回収率59.9%）
令和4年8月23日	第1回地域福祉 検討協議会	(1)会長、副会長の選出 (2)住民意識調査の結果について (3)地域福祉計画の策定について
令和4年10月19日	団体ヒアリング	○松崎町老人クラブ ○聖和保育園 ○松崎十字の園 オリーブ ○松崎町地域包括支援センター ○松崎町社会福祉協議会 ○松崎町手をつなぐ育成会（書面）
令和4年12月23日	第2回地域福祉 検討協議会	(1)課題の整理と骨子案について
令和5年2月24日	第3回地域福祉 検討協議会	(1)松崎町地域福祉計画・松崎町地域福祉 活動計画の素案について
令和5年2月27日～ 令和5年3月9日	パブリックコメン トの実施	○松崎町地域福祉計画・松崎町地域福祉活 動計画について意見募集
令和5年3月15日	第4回地域福祉 検討協議会	(1)松崎町地域福祉計画・松崎町地域福祉 活動計画（最終案）について

2 松崎町地域福祉検討協議会設置要綱

○松崎町地域福祉検討協議会設置要綱

平成2年9月20日要綱第11号

改正

平成6年6月28日要綱第9号

平成11年3月26日要綱第5号

松崎町地域福祉検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 松崎町における地域福祉施策の推進について、町及び関係団体等が相互に連絡協調し、総合的な計画を策定するため、松崎町地域福祉検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域福祉施策の計画策定に関すること。
- (2) その他目的達成に必要なこと。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民団体の代表者
- (2) 専門機関、福祉団体等の代表者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 知識経験者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は会長を補佐する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席要請)

第6条 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成6年6月28日要綱第9号）

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日要綱第5号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

3 松崎町地域福祉検討協議会委員名簿

NO	役職	氏名	備考
1	町議会議員代表	渡辺 文彦	
2	医師代表（中江医院）	中江 順	
3	社会福祉協議会会長	石田 博之	会長
4	民生委員・児童委員協議会会長	川森 千賢	
5	区長会代表	齋藤 房男	
6	老人クラブ連合会会長	加賀 良雄	
7	福祉施設代表（デイサービスセンター松崎）	山地 誠	
8	校長会代表（松崎小）	高橋 正志	
9	聖和保育園園長	宮本さなえ	
10	手をつなぐ育成会代表	山本 政弘	副会長
11	賀茂健康福祉センター所長	田中 尚	
12	松崎町役場 総務課長	齋藤 聡	
13	松崎町役場 教育委員会事務局長	松本 利之	

4 主な用語解説

【あ行】

アウトリーチ

福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことをいう。

【か行】

協働

共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの社会資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%~14%の社会を高齡化社会、14%~21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

【さ行】

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等、関係団体との連絡調整活動を行っている。

サロン

地域住民が主体となって運営を行い、だれでも参加できる地域交流の場。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

【は行】

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【数字／英字】

P D C A サイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

第2期
松崎町地域福祉計画
松崎町地域福祉活動計画

発行	令和5年3月
企画・編集	松崎町健康福祉課
〒410-3696	静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1
T E L	0558 (42) -1111 (代)
U R L	http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp